

『奥の細道』小見 (七)

板 坂 元

十六、室の八嶋

室の八嶋に詣す同行曾良か曰此神は木花さくや姫の神と申て富士一躰也無戸室に入て焼給ふちかひのみ中に火々出見のみこと生れ給ひしより室の八嶋と申又煙を誑習し侍もこの謂也將このしろといふ魚を禁す縁記の旨世に伝ふ事も侍し

室の八嶋の項の解釈について私見をのべておきたい。神道に精通していた曾良の言葉を用いたこの文は、奥の細道の文中では特種な部類に属するけれども、内容的にさほど難解なものを含んでいないのであまり問題にされていない。しかし、少し神経質かも知れないが、この文の後半は、かなりあいまいな表現がとられており、それに対する註解もはつきり

しないものが多いので、とりあげて疑問を呈することにした。もちろん私も確信をもつて云いきるだけの資料をもっているわけではないが、一二試案をつけ加えたいと思う。

最初に問題箇所を諸書がどういふ風に解しているか、手もとにあるものを紹介して見よう。はじめから全部書きぬくべきであるが紙面の都合で「將このしろといふ魚を」の部分以下のみにかぎりたい。

樋口功氏「奥の細道評釈」

又このしろといふ魚を禁ずる。此の縁記の意味の事で世上に伝はつてゐる譚はなしもあつた」と。

志田義秀氏「新註奥の細道評釈」

その外にこの土地では「このしろ」といふ魚を禁制の魚としてゐます。それは此処ではその魚を「子の代しろ」として焼いたといふ云ひ伝へになるわけの一般に伝はつてゐる

ることもありましての上のことです。」

飯野哲三氏「奥の細道・芭蕉俳論」

又此の地では、東路の室の八島に立つ煙誰が子の代になしやくらむという歌に見える伝説もあつて、このしろという魚を喰べることを禁じて居ります。以上申し上げたような縁起の趣が伝わつて居るのです。」と。

宇佐美喜三八氏「詳解奥の細道」

それから又、この附近ではこのしろといふ魚を食べることを禁じてゐる。そのやうな由緒来歴の趣旨は、世間で伝へてゐる事もありました」と。

井本農一氏「奥の細道新解」

また、このしろといふ魚を食べることを禁じてゐる。これは八島明神の縁起によるといふことが、世間に伝はつてゐる次第である。」といふことであつた。

岩田九郎氏「奥の細道の新しい解釈」

また（それらの伝説と共に）このあたりでこのしろという魚を食べることを禁じています。これらのことが、みなこの神社の縁起によるといふことが、世に伝わつてゐるのであります。」といつた。

角川文庫「奥の細道」

またこの附近ではこのしろといふ魚を食べることを禁じてゐます。かやうなこの神社の縁起の次第で世間に伝はつてゐる譚たなしもいくつかございました。」

大藪虎亮氏「奥の細道新講」

又このしろと云う魚を食べるのを禁じています。こんな縁起の趣が世に伝わっています。」

山崎喜好氏「奥の細道新釈」

又子の代という魚を禁ずる。この由来に関する趣旨は世間に（古くから）いい伝える事もありました。」

広田二郎氏「奥の細道新釈」

また、ここではこのしろという魚を食べることを禁じています。この神社の、こいつた縁起について、世間に伝わつてゐる話もいくつかございます。」

松尾靖秋氏「解釈と評論奥の細道」

また、（ここでは）このしろという魚を（食べることを）禁じております。（このやうな）縁起の次第が世間に伝わつてもおります。」（といふことであつた）

土橋寛氏「奥の細道幻住庵記新釈」

又この地方でコノシロという魚を食べる事を禁じているが、その言われについても世間に伝わつてゐることがある。

口語訳の部分だけではなく、語釈中に見える解説も参照しなければならぬのだが、紙幅の都合で右の抜抄にとゞめることにする。さて、以上の諸註についてまず氣のつくことは「縁起の旨」という語に対する解釈の与え方がまち／＼であること、そしてその解釈の与え方のちがひによつて「縁起の

旨」が上の文のどの部分をさしているのかについてちがった理解が生じていることであろう。この二つの点について考えることによつてこの文全体がはつきりととらえられるかに思われる。

はじめに「縁起の旨」の解釈であるが、上掲の諸註の中であいまいとなつているものも二、三見受けられるけれども、これは神社に存している文書・絵巻等の文献（これを縁起と普通に称する）に対して、社伝・俗伝等として口碑によつて流布されていることがらをさして云つていゝのではないだろうか。すなわち、芭蕉は室の八嶋についてのちやんとした縁起について曾良から知識を与えられ（その実際の文献を見たかどうかは別として、そういうものの実在を確信したにちがいない）、さらに、そういった公式的な（という言葉は不適当かも知れないが）縁起に対して、その地方の人々が伝承していることがらを耳にして、それを「縁起の旨」といふ語で表現したのではないかと思われる。単に「縁起」とのみ書かないで「旨」といふ文字をつけ加えたのはこういう意識があつたからであろう。したがつて「趣旨」とか「趣」「次第」とかという訳語が諸書に用いられているわけである。この点については疑問の余地がないと思うが、「縁起」という語に対する理解のしかたは諸書かならずしも一致していない。例えば、「以上申し上げたような縁起」（飯野氏）「この由來に関する趣旨は」（山崎氏）という場合は「此神は」以下の

全部を含むものとして解してあるし、土橋氏訳文は「このしろという魚を食べるということについての縁起」の意に解されたかに見える。どちらに解されているのか判然しないものも幾つかあるが、大別すると右の二つに帰すると思う。前者の解だと、室の八嶋の縁起という形をなしたものがあつて、それに対して同趣旨のことがらが巷間に流布もしているとしたものであり、後者は形をなした縁起あるいは正統的な縁起にまつわる俗伝としてこのしろの伝説が巷間に流布していると解するわけである。

私は後者の立場をとりたいと思うが、その理由を二、三示しておきたいと思う。曾良の言葉が「世に伝ふ事も侍し」までであるかどうかは後述するとして、「曾良か曰」以下はともかくも曾良の言葉の引用であることはたしかであつて、これは太田神社の項の「まのあたり縁起にみえたり」という表現とは明らかに区別して記述されている。したがつて、室の八嶋では芭蕉も曾良も実際に縁起を見たわけではなく、神道に明るい曾良が縁起を説明したことはたしかであろう。例えば「志貴山縁起」のようなものにもとづいての説明ではなくむしろ日本書紀とかさういつた文献によつた説明である。にもかかわらず「世に伝ふ事も侍し」という表現を重ねて用いる必要があるかどうか。添加の意をあらわす助詞「も」を用いたり、「侍し」とことさらに過去形をとるのは少し不自然な感じがする。「世に」という語を「後世に」と解するとし

でも、云わずもがなの表現になるのではあるまいか。「富士一鉢也」この謂也」と断定的な表現がとられた上で、あらためて「こんな内容の縁起がこの地方に伝えられてもいます」とつけ加えてあるのはいかにも余計なことではないかと思う。社伝というものは現地には伝承されているのがあたり前のことである。「世に」を「後世に」と解するとしても、その場合「も」が使われるのはおかしい。したがってここは「富士一鉢也」この謂也」といふ断定的な表現に対して「禁ず」という表現がとられたところに注目して、「縁起の旨」というのはこのしろにまつわる話だけをさしているとした方が穩当ではあるまいかと考えるわけである。

そういう風に考えて来ると、「禁ず」という動詞についてもつけ加えておかねばならないことがある。「伝ふ事」の部分について諸書に「伝ふる」の活用語尾の「る」が脱落していることが述べられているが、そういう現象はサ行変格活用動詞の場合にも起っている。サ変動詞が四段活用化する過程は国語史の上では常識となつているが、江戸時代の諸文献に連体形の「する」が「す」（濁音の場合も同様）となつた例は少くない。芭蕉の俳文には用例が乏しいけれども元禄頃の文語調の文にはかなりな量に及ぶようである。この文の場合についてそうするまでもないけれども、「禁ず」と切つてしまわないで「禁ず（る）縁起の旨」とすることは決して無理なことではない。叙上のように解釈する場合だと、むしろ「禁

ず。」と切らないで「將このしろという魚を」以下文末まで一つどきに読む方が文意もはつきりするし口調が整つて来るように私は思っている。（こういう云い方をするのは「禁ず」という動詞の用例が手許に乏しいからなのだが、一度そういう気でこの一文を読めば卑見に賛同される向も多いのではないかと信じている。もちろんこゝでは解釈の一根拠としてあげるにとどめるけれども）

なお、つけ加えておきたいことは、曾良の言葉の引用がどこまでであるかという点である。普通文末の「侍し」までを全部カツコでくゝつているが、明確な根拠は示されていないようである。これも私には「この謂也」までが曾良の言葉とする方が妥当するかに思われる。さきにも指摘したこの文中「なり」で結ばれた個所とそれ以下の部分とは叙述の形式がことなつていて、前者が断定的説明的な表現であるに対して後者は述懐的な印象をうける表現である。したがって曾良がこの明神の縁起について説明した後に、芭蕉自身がこの地で聞いた俗信を「こんな云い伝えもあつた」という風につけ加えたことと解せられないこともない。（中村俊定・宮本三郎の両氏は同様の御意見を示された）

室の八嶋については他に問題とすべき点がないでもないが解釈に関しては以上の私見を持つてにすぎない。考證的な問題は稿を改めてとり上げることにはしたい。